

長野県条例第4号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第8章の3において同じ。)」を加える。

第40条の5中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第17条において同じ。)」を加える。

第17条中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施」に改める。